

一人ひとりが個性と能力を十分に発揮し活躍できる

男女共同参画社会 をめざして



男女共同参画社会ってなあに？

～認め合い 支え合い

ともに創るまち すみだ～

もくじ



■男女共同参画社会ってなあに？

誕生のとき	2
幼いとき	2
学校で	3
進路選択のとき	3
職場で	4
地域で	5
結婚・出産のとき	5
家庭で	6
メディアのなかで	7
アンコンシャス・バイアスを知ろう	7
多様な性について	9

■あらゆる暴力の根絶へ

家庭内に潜む暴力	12
交際関係の中に潜む暴力	13
若年層の女性をとりまく暴力や犯罪	14
ハラスメントという人権侵害	15

■ すみだの男女共同参画社会の実現を目指して

「墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例」

「墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例」前文	16
男女共同参画を推進するにあたって大切なこと（基本理念）	17
認め合い 支え合い とともに 創るまち すみだ	18
男女共同参画を推進するための禁止事項	19
墨田区男女共同参画推進プラン	19
男女共同参画社会実現のため積極的に取り組むこと	20
男女共同参画に関する苦情調整について	21
墨田区男女共同参画推進委員会	22

■ 働くことを希望する女性の思いを実現するために

墨田区女性活躍推進協議会を設置しています	22
----------------------	----

■ 拠点施設

男女共同参画推進拠点施設をご利用ください	23
----------------------	----

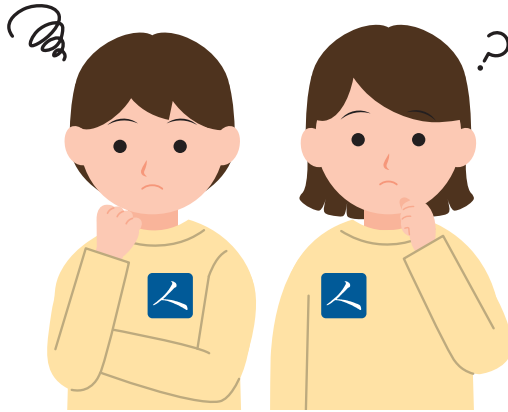
■ 相談窓口

ひとりで悩まず、ご相談ください	24
-----------------	----



男女共同参画社会

ってなあに？



あなたの身の周りで、男だから、女だからと性別等で役割をきめつきたりイメージを固定的に考えたりして、自分自身や誰かの生き方を制約してしまうことはありませんか？

一人ひとりが自分らしく生きられる社会にするためには、日常生活の中に潜む偏見や差別意識を取り除くように努めることが大切です。

すべての人がお互いの違いを認め合い人権を尊重し、共に責任を分かち合いながら、性別等に関わりなく、個性と能力を発揮することができる社会、それが多様性を包摂する「すみだの男女共同参画社会」です。このような社会をつくるため、わたしたち一人ひとりにできることは何か、一緒に考えてみましょう。

誕生のとき

女の子も、男の子も誰もが同じ尊い命です。そして、その小さな命の誕生をみんなが喜び、祝福します。

でも、こんなことを聞いたことはありませんか？

- 男の子か。後継ぎができて良かったね。
- 女の子は家事を手伝ってくれるからいいわね。



幼いとき



でも、こんな決めつけをしていませんか？

- 女の子なのに、男の子の遊びばかりして…。
- 男の子が人形遊びなんかしておかしいね。
- 男のくせにメソメソするな！

女の子も、男の子も自分の好きな遊びを夢中でしている姿は、とてもいきいきとしています。そんな子どもたちの姿は、まわりのみんなを笑顔にしてくれます。



学校で

学校では、性別等に関係なく子ども一人ひとりの個性や可能性を伸ばし、「生きる力」をはぐくむため、さまざまな取組を進めています。

でも、こんなことを言ったことはありませんか？

- 女子のくせに生意気だ。
- 生徒会長はやっぱり男子がいいよね。
- 運動部のマネージャーは女子がいい。



進路選択のとき

でも、こんな決めつけはありませんか？

- 女子はいいけど、男子は大学ぐらい出ないと困るよ。
- 保育士や看護師って女性の仕事だよ。
- バスの運転手は、やっぱり男性がいいね。

人にはそれぞれ、持って生まれた能力やその人らしさがあります。自分の個性や能力を発揮して、子どもたちがいろいろなことにチャレンジできる環境をつくるのが大切です。

進学や就職など、進路を選択することは将来に向けての第一歩です。性別等に関わりなく、自分の将来に向けて、あらゆる分野へチャレンジしましょう。



職場で

仕事は暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらします。性別等にかかわらず、個人の能力を十分に発揮できる職場は、みんなが働きやすく、いきいきとした職場です。

《ワーク・ライフ・バランス》

「仕事と生活の調和」という意味の言葉です。一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、ライフステージに応じて多様な生き方を選択・実現できるようにすることです。



でも、こんなことを聞いたことはありませんか？

- 男性は毎日残業で、自分の時間がとれないのが当たり前だよ。
- 会議の準備や雑用は女性の仕事だろう。
- 男性が育児休業を取ると、出世できないぞ。



《政治の場で》

政治分野においても、誰もが個性と能力を十分に発揮できるよう、男女共同参画を推進しています。

【政治分野における男女共同参画の推進に関する法律】

地域で

性別等に関わりなく、互いに協力して、共に地域活動に参画することにより、いきいきと活力のあるまちづくりが進みます。



あなたの地域ではどうですか？

- 町会・自治会の決め事に、女性の意見も男性の意見も、十分反映されていますか？
- 町会・自治会の会合で、お茶の準備や後片付けは女性の仕事になっていませんか？
- 災害時の避難所での食事づくりは、女性がやるものと決めていませんか？

結婚・出産のとき

結婚や出産は、さらにお互いを思いやり、夫婦としての幸せなパートナーシップを築く出発点です。

こんな決めつけをしていませんか？

- 結婚おめでとう。女性は家庭に入るのが1番だよね。
- 結婚したんだって？男性がしっかり稼がないとね。
- 子どもは母親が育てるものでしょ。



家庭で

夫婦やパートナーシップ間の協力関係はもちろん、家族同士の思いやりの気持ちは大切です。家事や育児などは性別等にかかわらず行うものです。家事をみんなで話し合って分担し、共に支え合いましょう。



今日は残業になりそうなの



こんな決めつけをしていませんか？

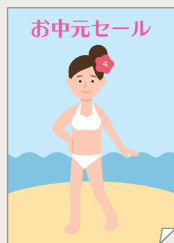
- 家事をするのは、お母さんの役目でしょう？
- お父さんは大黒柱なんだから、しっかりしてよね。
- 親の介護は、妻がするのが当たり前だろう？



メディアのなかで

こんなことを見かけませんか？

- CMやポスターなどで、人目を引くために内容に関係のない水着姿の女性が登場する。



アイキャッチに使われる水着姿

テレビや雑誌など、メディアが描く女性像や男性像の中には、偏見や差別が潜んでいることがあります。情報をうのみにせず、自分自身の目で見て考えることが大切です。

- 男女で異なった表現を使っている。



「女」という文字がなぜつくのだろう？

アンコンシャス・バイアスを知ろう

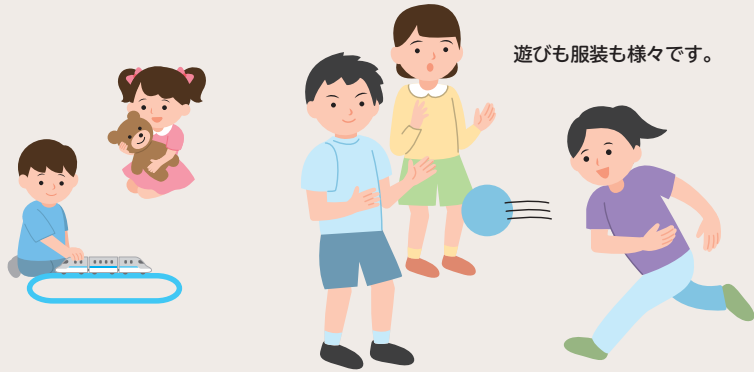
私が私らしく、あなたがあなたらしく生きるために、私たちの中にある、また社会の中に埋め込まれたアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）に敏感になりましょう。

こんな表現を見かけませんか？

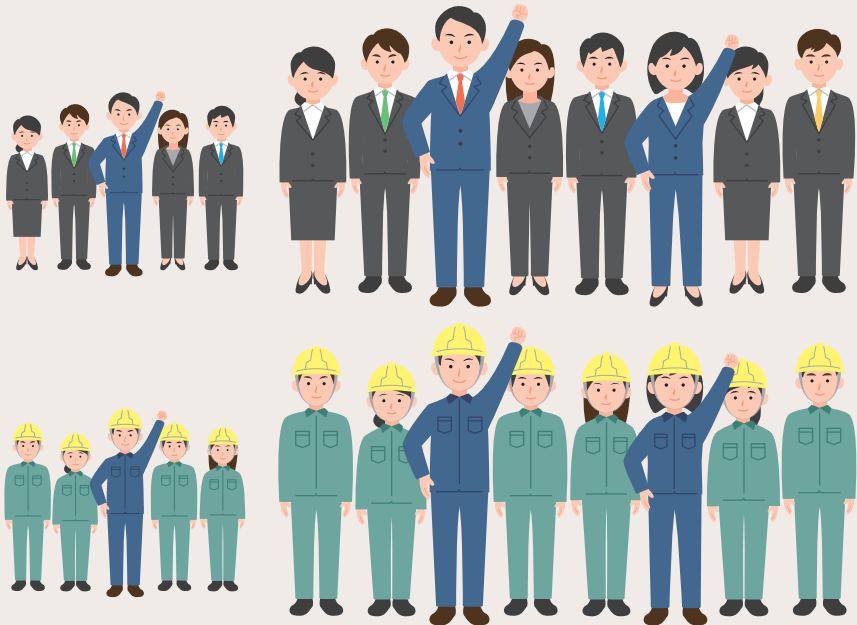
- 会社は男性ばかりPTAは女性ばかり



- 服装は女の子がピンク系、男の子が青系
- 遊びは女の子がぬいぐるみ・ままごと、男の子が電車・ボール遊びなど



- 組織的リーダーはいつも男性



リーダーは男性だけではありません。

- 料理をするのはいつも女性
- 職業、学問、スポーツなどで性別イメージが固定されている。
(例えば男性イメージとしては、トラック運転手、研究者、ラグビー選手など)

多様な性について

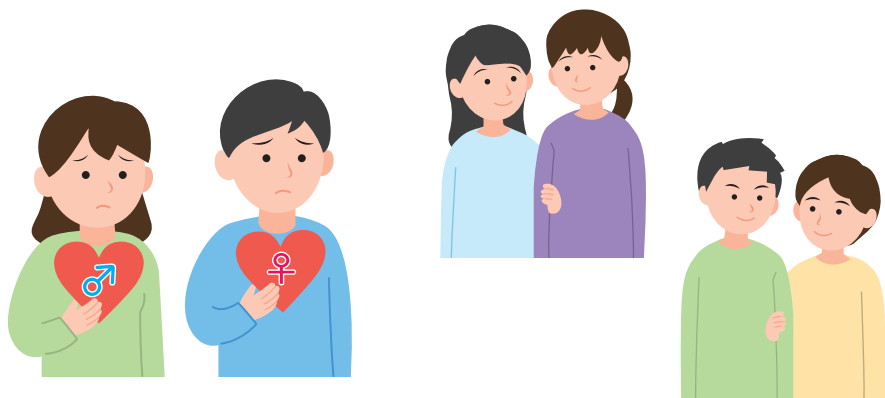
自分で自分の性をどのように認識しているかとかからだの性（出生時に判定された性別）が違っていたり、好きになる相手が異性以外だったり。性のあり方は実に多様です。

しかし、周囲の理解不足や偏見等により、家庭や学校、職場など、あらゆる社会の側面で、生きづらさを抱いている人は少なくありません。

人の性のあり方は一人ひとり異なります。性的指向・性自認などを理由とした差別や偏見は許されるものではありません。正しい知識と理解を深めましょう。

《SOGI・SOGIE》

性的指向（=Sexual Orientation）と性自認（=Gender Identity）の2要素はSOGI、さらに、性別表現（Gender Expression）を加えた3要素をSOGIEといい、日本語では、「ソジ」「ソジー」と読まれることが多いです。



「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（LGBT理解増進法）が令和5年6月23日に公布、施行されました。

ジェンダーアイデンティティとは性自認のことです。多様性を認め合う社会の実現を目的としています。

《性のあり方をかたちづくる4つの要素》

からだの性…からだのつくりや生物学的特徴、出生時や出生届時などに割り当てられる性別
性的指向……恋愛感情や性愛感情がどのような対象に向かうのか、又は向かわないのか
性自認……自分の性をどのように認識しているか
性別表現……言葉づかい、服装、しぐさ等から見る社会的な性別をどう表現するか

4要素の組合せは多様で、「男性」と「女性」のように明確に分けられるものではないため、「性はグラデーション」といわれることもあります。



《LGBT等とは》

LGBTとは、性的指向のLGBと性自認のTを合わせた言葉で、性的マイノリティを表す言葉の一つとして使われることもあります。

また、クエスチョニングなどの「Q」を加えて、LGBTQやLGBTQ+などと記載されることもあります。

L…レズビアン（Lesbian：女性同性愛）

G…ゲイ（Gay：男性同性愛）

B…バイセクシュアル（Bisexual：両性愛）

T…トランスジェンダー（Transgender：からだの性と性自認が一致していない）

Q…クエスチョニング（Questioning：自分の性自認や性的指向が定まっていない、わからない など）

※Q以外にも多様な人々がいます。

性のあり方は、恋愛だけでなく、進路・就職・パートナー・老後など、誰と生きるのか、どう生きるのかの人生設計に深く関わるアイデンティティの一部です。

でも、このようなことはありませんか？

- からだの性と自分が認識している性が異なることを、誰にも相談できない。
- 「オカマ」「ホモ」等と呼ばれた。
- 自分が着たい服を着ていたら、男みたい（女みたい）とからかわれた。



アライ（ALLY）とは、性的指向や性自認に関する理解を深め、性的マイノリティに対する差別をなくすために行動をおこす人たちのことを言い、「理解者」「支援者」を意味し、レインボーフラッグは「性の多様性を尊重するシンボル」になっています。



アライ（理解者・支援者）となるために、2つのナイを大切にしましょう。

- ①決めつけない⇒性のあり方を決められるのは自分だけです。否定したり、促したりしないでください。
- ②広めない ⇒個人の性自認などについて、本人の同意なく、第三者に伝えること（アウティング）は避けてください。

性的マイノリティは、職場、学校、地域など周囲にカミングアウト（自分の性のあり方を周囲に打ち明けること）ができずに、本来の自分を表現できないまま生活している方が多くいます。また、性的マイノリティであることをアウティングされることで、職場、学校などでの居場所を失ってしまう、精神的被害を受けてしまうという問題が起きています。

性的指向・性自認に伴う悩みや相談をはじめ、多様な性に関する相談ができます。

【相談先は24ページをご覧ください。】

あらゆる暴力（DV・デートDV等）の根絶へ

家庭内に潜む暴力

配偶者や親密な関係にあるパートナーから振るわれる暴力をDV（ドメスティック・バイオレンス）といいます。たとえどんな理由があっても暴力は許されるものではありません。それは、配偶者だけでなく、事実婚などのパートナーや元配偶者等も含まれます。DVは、誰もが、加害者・被害者になり得ます。

DVは重大な人権侵害として、防止や被害者の保護を図るため、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）が制定されています。

「暴力」は、なぐる・けるだけではありません

- 身体的暴力** ……なぐる、たたく、ける、物を投げつける、傷つける、腕をつかむ・ひねる、髪を引っ張る、刃物などを突きつけるなど
- 精神的暴力** ……大声でどなる、無視する、人前でバカにする、交友関係やメールなどを細かくチェックする、行動を監視・制限するなど
- 経済的暴力** ……生活費を渡さない、仕事・バイトを辞めさせる、外で働くことを禁止する、貯金を勝手に使う、借金を負わせるなど
- 性的暴力** ……性行為を強要する、避妊に協力しない、ポルノ雑誌等を無理に見せる、嫌がっているのに裸等を撮影するなど
- 子どもを巻き込む暴力** …子どもに暴力を見せる、子どもへの暴力をほのめかすなど



パートナーとの関係を「こわい」「つらい」「なにかおかしい」と感じていたら、ひとりで悩まず、相談しましょう。【相談先は24ページ・裏表紙をご覧ください。】

あなたが「ちょっと我慢すれば…」と思っていることも暴力かもしれません
自分のことは自分で決めていいのです。
嫌なことは、「NO」と言ってもいいのです。
あなたの感じている「怖い」や「つらい」は、もしかすると配偶者や
交際相手からの暴力かもしれません。

暴力のサイクル

暴力にはサイクルがあり、巻き込まれると簡単には抜け出せません。サイクルが繰り返されるうちに、暴力が激しくなり、逃げる機会や気力を奪われてしまいます。

交際関係の中に潜む暴力

恋人のことを、自分のものと思っていないか？

「好きだから、気持ちを通じ合わせたい」「一緒にいたい」というのと、「自分の思いどおりに動いてほしい」「独り占めしたい」と相手をコントロールしたり、「自分のモノ」として扱うのは違うことです。相手をコントロールしたり、「自分のモノ」として扱ったりすることは、交際相手に対する「暴力」にあたります。

安心できる関係づくり

恋人と安心して、楽しく穏やかな時をすごすために…

こんな関係がつくれますか？

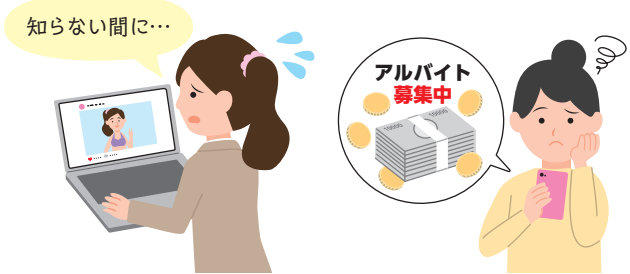
- 意見が違ったとき、安心して互いの意見を伝え合い、相談できる。
- 2人の時間だけでなく、自分や相手のプライベートな時間も大切にできる。
- 嫌なことについては、「NO」と言える。相手が嫌がることはしない。
- 2人の関係が、「上一下」、「主一従」の関係になっていない。



若年層の女性をとりまく暴力や犯罪

10代から20代くらいの女性が、暴力や犯罪に巻き込まれるケースが多発しています。

こんなつもりではなかったのに…。そんなことにならないように気を付けましょう。



● デートDV

交際中のカップルの間で起こる暴力のことです。

「暴力」には、身体的な暴力、精神的な暴力、経済的な暴力、性的な暴力など、いろいろな種類があります。

● JKビジネス問題

JKとは女子高生のこと。女子高生を利用して男性向けのサービスを行わせ、お金を稼ぐビジネスのことです。

● AV出演強要問題

モデル・アイドルへのスカウトや、高収入アルバイトの応募を装って、巧妙にだまし、性的な行為を強要してきます。断ろうとすると、違約金の請求などをしてきます。

● デートレイブドラッグ

飲み物に睡眠薬等を入れ、飲んだ相手の意識や抵抗力を奪ってから、性的暴行におよぶ犯罪です。

● リベンジポルノ

別れた相手への嫌がらせとして、交際中に撮影したわいせつな写真や映像を、インターネットなどに公開する行為のことです。

※SNSを介して犯罪に巻き込まれるケースが増えています。

ひとりで悩まず、専門窓口に相談しましょう。

【相談先は24ページ・裏表紙をご覧ください。】



ハラスメントという人権侵害

ハラスメントは「嫌がらせ、いじめ」を意味し、職場などさまざまな場面での、相手を不快にさせる、尊厳を傷つける、不利益を与えるといった発言や行動が問題となっています。

自分は何気ない言動のつもりでも、相手が嫌だと感じたり、人権を侵害されたと感じれば、それはハラスメントになる可能性があります。正しく理解しましょう。

●セクシュアル・ハラスメント

職場や学校などで起こる性的な嫌がらせのことです。相手の意に反する性的な言動や振る舞いによって、相手に不利益を与えたり、環境を悪化させたりする行為をいいます。

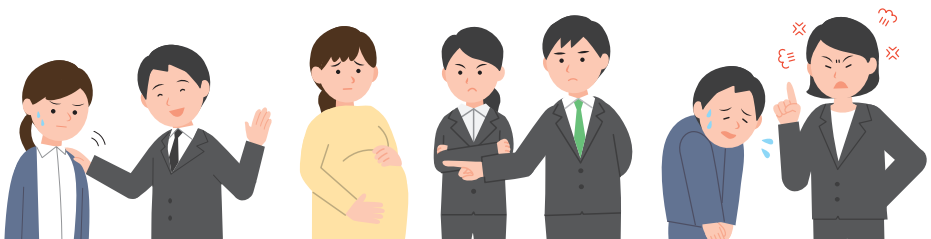
●マタニティ・ハラスメント

妊娠・出産、育児休業等を理由として解雇、不利益な異動、減給、降格など不利益な扱いを行うことです。妊娠・出産した女性労働者や育児休業等を申出・取得した労働者等の就業環境が害されてしまいます。

●パワー・ハラスメント

職場において、優越的な関係を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えることです。上司から部下の職位の上下だけではなく、人間関係や専門知識・経験から、先輩・後輩間や、同僚間、さらには部下から上司に対しても起こる行為です。

※その他、モラル・ハラスメント、スクール・ハラスメント、ブラッドタイプ・ハラスメントなど、さまざまなハラスメントがありますが、いずれも、相手の尊厳を傷つける許されない行為です。



ひとりで悩まず、専門窓口にご相談しましょう。

【学校や職場以外にも相談窓口はあります。詳しくは、24ページをご覧ください。】

男女間の格差を解消し、性の多様性を包摂する
すみだの男女共同参画社会の実現を目指して

「墨田区女性と男性及び

多様な性の共同参画基本条例」

区は平成17年に制定した「墨田区女性と男性の共同参画基本条例」を一部改正し、令和5年に「墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例」として施行しました。

社会的な慣習などに、未だ残る男女間格差の解消を目指すとともに、性の多様性を理解し尊重し合う共同参画社会の実現のために、様々な取組をしています。

墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例《前文》

この条例は、区の強い意思表示であり、区が率先して取り組むことを宣言しています。

前文

日本国憲法にうたわれている個人の尊重と法の下での平等は、全ての人に保障されている権利であり、その権利の実現は、私たち墨田区民の共通の願いである。

墨田区では、地域の特性を踏まえつつ、これまで男女共同参画社会の形成に向けてさまざまな施策を着実に推進し、性別による差別の解消に努めてきた。

しかしながら、家庭、職場、学校、地域社会等において性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会制度や慣行が、今なお存在するなど、多くの課題が残されており、その解決が求められている。さらに、互いの違いを理解し認め合うことの重要性が高まる中、性の多様性を尊重し、性的指向や性自認等を理由とする差別や偏見の解消が求められている。

また、本格的な少子高齢化の進展、家族形態及び雇用形態の多様化等に適切に対応し、一人一人が輝くまちすみだとして発展していくためには、性別を問わずその個性と能力を十分発揮できる機会が確保されることが重要である。

私たちは、今ある女性と男性の格差解消を目指すとともに、多様な性を尊重し、性別等により差別されることなく、地域の中で、お互いの人権を尊重し、誰もが共に責任を分かち合う男女共同参画社会を実現することを決意し、ここに、この条例を制定する。



男女共同参画を推進するにあたって 大切なこと 《条例第3条》

1

性別等に起因する
格差や差別の解消と
人権尊重

全ての人が性別等に起因する
差別的な取扱いを受けず、その
人権が尊重されること。

2

多様な性
(性的指向・性自認等)
の尊重

全ての人の性的指向又は性自
認が尊重され、誰からも干渉
又は侵害を受けないこと。

3

固定的な性別役割分担
意識の解消と
多様な活動の選択

全ての人が性別等による役割の固定化を
もたらず社会制度及び慣行を解消するよう
に努めるとともに、一人一人がその個性と
能力を十分発揮し、自己の意思により社会
における多様な活動を選択できること。

4

政策形成の過程や
意思決定への共同参画

性別等にかかわらず、全ての人が
社会の対等な構成員として、
あらゆる分野における活動の方
針の立案及び決定過程に参画
する機会が確保されること。

基本理念

5

自己決定の尊重と
全ての人の生き方の
尊重

結婚、妊娠、出産、育児その
他の経験の有無を問わず、個人
の自己決定が尊重され、全ての
人の生き方を尊重し合うこと。

6

家庭における
人権尊重と協力

家庭において、全ての人が対等
な構成員として、その人権を尊
重し、かつ、協力し合うこと。

7

家庭生活及び
社会生活、地域活動等
の両立

性別等にかかわらず、全ての人が
相互の協力及び社会の支援
のもとに、家庭生活及び社会
生活、地域活動等を両立でき
ること。

8

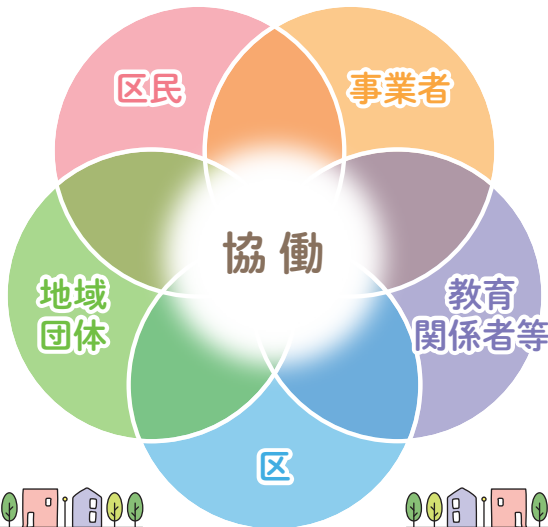
あらゆる学習の場
における男女共同参画社会
形成への取組

保育、幼児教育、学校教育、
生涯学習その他のあらゆる学
習の場において男女共同参画
社会の形成に向けた取組がな
されること。

認め合い 支え合い ともに創るまち すみだ

《第4～9条》

男女共同参画社会を実現するために、区民、事業者、地域団体、教育関係者等のみなさんと区が連携し、協働で取り組む必要があります。



区、区民、事業者、地域団体、教育関係者等には、「男女共同参画社会についての理解を深め、それぞれの活動に関して、男女共同参画社会の形成を積極的に推進するよう努める」という責務があります。



男女共同参画を推進するための禁止事項

《条例第10条》

✓ 性別等で差別することの禁止

何人も、家庭、職場、学校、地域社会等あらゆる場において、性別等に起因する差別的な取扱い及びその他の人権侵害をしてはならない。



仕事内容は同じなのに

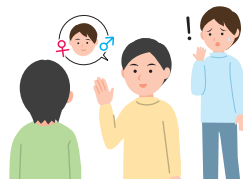


✓ ハラスメントや暴力の禁止

何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメント若しくは婚姻、妊娠、出産、育児、介護等に起因するハラスメント又はドメスティック・バイオレンスその他の暴力行為をしてはならない。

✓ カミングアウトを禁止・強制することの禁止 アウティングの禁止

何人も、他人の性的指向、性自認等の公表に関して、いかなる場合も、強制し、若しくは禁止し、又は本人の意に反して公にしてはならない。



✓ 正当な理由なく性別表現を妨げることを禁止

何人も、正当な理由がない限り、他人の性別表現を妨げてはならない。

墨田区男女共同参画推進プラン《条例第11・12条》

区では、条例に基づき、「墨田区男女共同参画推進プラン」を策定し、総合的かつ計画的に施策を推進しています。このプランの実施状況については、毎年、区民の皆様公表しています。

男女共同参画社会実現のため 積極的に取り組むこと 《条例第13条》

🌀 調査研究、普及・広報活動

男女共同参画社会の形成に必要な事項の調査研究、普及及び広報に関する施策

🌀 社会活動における選択の自由が制限されないよう必要な措置

家庭、職場、学校、地域社会等において性別等による役割の固定化又は差別的な取扱いを受けることにより、社会活動における選択の自由が制約されることのないよう必要な措置を講ずる施策。

🌀 性別等にかかわらず、家族として暮らすことを尊重

性別等にかかわらず、全ての人が、人生を共にしたい人と家族として暮らすことを尊重する施策



🌀 両立支援

性別等にかかわらず、全ての人が、共に協力し合うことにより、家庭生活及び社会生活、地域活動等を両立することができるよう必要な支援に関する施策

🌀 学習の場における男女共同参画社会の形成への取組支援

保育、幼児教育、学校教育、生涯学習その他のあらゆる学習の場における男女共同参画社会の形成への取組に対する必要な支援に関する施策

🌀 セクシュアル・ハラスメントやDVの防止、被害者支援

セクシュアル・ハラスメント等及びドメスティック・バイオレンスの防止及びこれらの被害者に対する支援に関する施策

🌀 事業者に対する雇用分野の情報提供等の支援

事業者に対する雇用の分野における情報の提供その他必要な支援に関する施策

男女共同参画推進拠点施設 《条例第14条》

区民等による活動の支援、相談、情報収集その他の男女共同参画施策を推進するため、拠点施設を設置しています。

【詳しくは23ページをご覧ください。】

男女共同参画に関する苦情調整について

《条例15～21条》

性別等に起因する差別など、男女共同参画社会の実現を妨げる要因により人権が侵害されたと認められる場合や男女共同参画社会の実現に影響を及ぼすと認められる区の施策に関することなどに対し苦情を申し出ることができます。

苦情調整機関の流れ

「女性だから、男性だから」
など性別による
差別的な扱いをされた。



区が発行した刊行物等に
性別による役割分担を
決め付けるような
表現があった。

申出者：区民（区内在住・在勤・在学）、事業者、地域団体

● 苦情の申出

● 結果の通知

区

墨田区男女共同参画苦情調整委員会の委員

（区長が委嘱し、定数は3人以内）



関係者・区への調査（必要に応じて）

関係者・区への助言、指導、是正の要請等の
措置を講ずるよう意見



区

申し出に関係する区民等

区の関係部署

申出ができない事項

- ① 裁判において係争中の事項又は判決等のあった事項
- ② 法令の規定により、不服申し立てを行っている事項又は不服申し立てに対する裁決等のあった事項
- ③ 区議会等に請願、陳情等を行っている事項

【苦情の申出・相談・男女共同参画施策などに関する問合せ】

事務局／墨田区総務部人権同和・男女共同参画課 男女共同参画担当（区役所14階）

〒130-8640 墨田区吾妻橋1-23-20 TEL. 03-5608-6512 FAX. 03-5608-6934

墨田区男女共同参画推進委員会 《第22～27条》

墨田区の男女共同参画施策を推進するため、区長の附属機関として「墨田区男女共同参画推進委員会」（以下「推進委員会」という）を設置しています。

推進委員会では

推進プランの策定や変更はじめ、男女共同参画推進施策について、区へ意見や提案を述べたり、区民の皆様に向けて施策の啓発を行います。



働くことを希望する女性の思いを実現するために

女性は、結婚・出産・子育て・介護などのライフイベントの影響を受けて、離職しなければいけなくなる人が多数います。働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現をともに目指しましょう。

- 職場慣行を見直し、女性の採用や昇進機会を積極的に提供しましょう。
- 長時間労働などの働き方を見直し、男性の家庭生活への参画を促進しましょう。
- 仕事と家庭の両立にあたっては、本人の意思が尊重されることに留意しましょう。

【女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）】

《墨田区女性活躍推進協議会を設置しています》

墨田区の実情を踏まえた女性活躍推進の取組が、効果的かつ円滑に実施されるように、協議をする機関です。



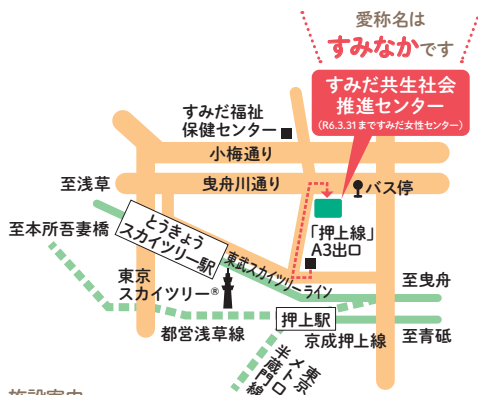
男女共同参画推進拠点施設をご利用ください

男女共同参画推進拠点施設は、平成2年に女性問題の解決を目的に「すみだ女性センター」として開館しました。現在は、男女共同参画施策を積極的に推進するため、さまざまな事業を実施しています。

令和6年4月から「すみだ共生社会推進センター」に名称を変更します。

すみだ共生社会推進センターでは…

- 男女共同参画に関する講座や講演会の開催、情報資料の収集・提供などを行っています。
- 会議室やホールの貸出を行い、区民や地域団体の活動を支援します。
- 女性の持つさまざまな悩みやDVに関する相談をお受けします。
- 性的指向・性自認についての相談をお受けします。



施設案内

〒131-0045 東京都墨田区押上2-12-7-111
TEL. 03-5608-1771 FAX. 03-5608-1770

- 開館時間 月～土曜日 午前9時～午後9時
日曜日・祝日 午前9時～午後5時
- 休館日 年末年始

【女性のためのカウンセリング&DV相談】

女性の持つさまざまな悩みやDVを解決するお手伝いをするための相談室です。専門のカウンセラーが相談に応じますので、まずは気軽にお電話ください。

予約制／月～水・金曜日、第2・第4土曜日 午前10時～午後4時
第1・第3木曜日 午後3時～午後8時（祝日・年末年始除く）
TEL. 03-5608-1771

（予約受付：月～金曜日 午前8時半～午後5時（祝日・年末年始除く））


【すみだにじいろ相談】

性的指向・性自認に伴う悩みや、多様な性に関するさまざまな相談ができます。本人はもちろん、家族、友人、会社の同僚、学校の先生など、誰でも相談できます。ひとりで悩まず、お気軽にお電話ください。

第4木曜日 午後3時～午後7時（祝日・年末年始を除く）（相談時間は約30分間）
TEL. 03-5637-8680（専用回線・予約不要）

ひとりで悩まず、ご相談ください

※性犯罪被害相談電話、性暴力救援ダイヤルNaNaを除き、「祝日・年末年始」の相談は行っておりません。

性暴力、犯罪被害に関する相談	
性犯罪被害相談電話（全国共通番号）	はーとさん #8103
性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（全国共通番号） 東京都性暴力救援ダイヤル NaNa（24時間365日受付）	はやくのストップ #8891 03-5577-3899
Cure Time（キュアタイム） —性暴力の悩み、相談してみませんか— SNS相談、メール相談： https://curetime.jp/ 毎日 午後5時～午後9時	
犯罪被害者のための東京都総合相談窓口 ※面接相談は予約制 月・木・金曜日 午前9時半～午後5時半 火・水曜日 午前9時半～午後7時	03-5287-3336
日本司法支援センター（法テラス） 弁護士による犯罪被害者支援ダイヤル 月～金曜日 午前9時～午後9時 土曜日 午前9時～午後5時	なくことないよ 0120-079714 03-6745-5601 (IP電話の場合)
犯罪被害者支援（東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会） 月～金曜日 午前11時～午後4時	03-3581-6666
犯罪被害者ホットライン（警視庁） 月～金曜日 午前8時半～午後5時15分	03-3597-7830

男女共同参画に関する苦情の申出・相談・施策に関する問い合わせ	
人権同和・男女共同参画課（墨田区役所内） 月～金曜日 午前8時半～午後5時	03-5608-6512

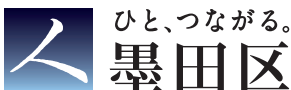
女性の健康問題に関する相談	
東京都立墨東病院女性専用外来【外来予約センター】（江東橋4-23-15） 月～土曜日 午前8時半～午後5時（予約受付時間）（当日予約不可）	03-3633-5511

性自認及び性的指向に関する相談	
すみだ共生社会推進センター（R6.3.31まで すみだ女性センター）（押上2-12-7-111） すみだにじいる相談 第4木曜日 午後3時～午後7時	03-5637-8680
Tokyo LGBT相談専門電話相談 火・金曜日 午後6時～午後10時	050-3647-1448

職場のハラスメントに関する相談	
東京都ろうどう110番 月～金曜日 午前9時～午後8時 土曜日 午前9時～午後5時	0570-00-6110
東京都労働相談情報センター亀戸事務所（亀戸2-19-1 カメラプラザ7階） 月～金曜日 午前9時～午後5時（火曜日は夜間相談あり） ※予約制	03-3637-6110
有楽町総合労働相談コーナー（千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館3階） 月～金曜日 午前9時半～午後5時半	0120-601-556

DV（ドメスティック・バイオレンス）、デートDVに関する相談

<p>すみだ共生社会推進センター（R6.3.31まで すみだ女性センター）（押上2-12-7-111） 女性のためのカウンセリング&DV相談 電話相談・面接相談（予約制：予約受付 平日 午前8時半～午後5時） 月～水・金曜日、第2・第4土曜日 午前10時～午後4時 第1・第3木曜日 午後3時～午後8時（祝日・年末年始除く）</p>	03-5608-1771
<p>生活福祉課相談係（墨田区役所内） 月～金曜日 午前8時半～午後5時</p>	03-5608-6154
<p>DV相談+（24時間365日受付） メール・チャット相談窓口：https://soudanplus.jp/ （チャットは正午～午後10時）</p>	
<p>東京都女性相談センター 電話相談・面接相談（予約制） 月～金曜日 午前9時～午後9時（祝日・年末年始除く） 土・日曜日・祝日・年末年始 午前9時～午後5時 ※電話での相談を受け、必要に応じて面接を予約</p>	03-5261-3110
<p>東京ウィメンズプラザ（渋谷区神宮前5-53-67） 一般相談：毎日 午前9時～午後9時（年末年始を除く） ※法律相談・精神科医による面接相談は予約制</p>	03-5467-2455
<p>DV専用相談：毎日 午前9時～午後9時（年末年始を除く）</p>	03-5467-1721
<p>がいにくご <small>そうだん</small> 外国語によるDV相談（英・中・韓・タイ・タガログ） <small>つうやく りよう</small> 通訳を利用して相談できます。 か <small>もく</small> 火・木・金曜日 午後1時～午後4時（祝日・年末年始を除く）</p>	03-5467-1721
<p>LINE相談：毎日 午後2時～午後8時（年末年始、7月第3日曜日を除く）</p>	
<p>男性のための悩み相談 電話相談：毎週月・水・木曜日 午後5時～午後8時 毎週土曜日 午後2時～午後5時（祝日・年末年始を除く） ※面接相談は予約制</p>	03-3400-5313
<p>女性の人権ホットライン（法務省） 月～金曜日 午前8時半～午後5時15分（祝日・年末年始除く） インターネット相談受付窓口：https://www.jinken.go.jp/</p>	
<p>本所警察署 生活安全課（横川4-8-9）</p>	03-5637-0110
<p>向島警察署 生活安全課（文花3-18-9）</p>	03-3616-0110
<p>緊急・夜間の場合は、こちらへ「DV被害を受けている」と伝えてください 警察（事件発生時） 110番 東京都女性相談センター（夜間・休日のみ） 03-5261-3911</p>	



墨田区総務部人権同和・男女共同参画課男女共同参画担当
 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋1-23-20 TEL. 03-5608-6512
 令和5年12月発行



古紙配合率60%再生紙を使用しています